別表を次のように改める。

別表（第四条、第九条関係）

昭和三十六年度	八・三〇一	
昭和三十七年度	七・八一七	
昭和三十八年度	七・三五七	
昭和三十九年度	六・九二一	
昭和四十年度	六・五〇八	
昭和四十一年度	六・一一七	
昭和四十二年度	五・七四六	
昭和四十三年度	五・三九四	
昭和四十四年度	五・〇六一	
昭和四十五年度	四・七四五	
昭和四十六年度	四・四四五	
昭和四十七年度	四・一六一	
昭和四十八年度	三・八九二	
昭和四十九年度	三・六三七	
昭和五十年度	三・三九六	
昭和五十一年度	三・一六六	
昭和五十二年度	二・九四九	
昭和五十三年度	二・七四三	
昭和五十四年度	二・五四八	
昭和五十五年度	二・三六三	
昭和五十六年度	二・一八八	
昭和五十七年度	二・〇二二	
昭和五十八年度	一・八六四	
昭和五十九年度	一・七一五	
昭和六十年度	一・五七三	
昭和六十一年度	一・四三九	
昭和六十二年度	一・三一二	
昭和六十三年度	一・一九一	
平成元年度	一・〇七七	
平成二年度	○・九六九	
平成三年度	○・八六六	
平成四年度	○・七六九	
平成五年度	○・六七七	
平成六年度	○・五八九	
平成七年度	○・五〇六	
平成八年度	○・四二八	
平成九年度	○・三五四	
平成十年度	○・二八三	
平成十一年度	○・二三四	
平成十二年度	○・一八六	
平成十三年度	○・一四一	
平成十四年度	○・〇九七	
平成十五年度	○・〇八〇	
平成十六年度	○・〇六六	
平成十七年度	○・〇四七	
平成十八年度	○・〇二九	
平成十九年度	○・〇一四	

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第七条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一・二八」を「一・二六三六三七」に、「一・二七六三六四」を「一・二六〇〇〇〇」に、「一・二五七二七三」を「一・二四〇九一〇」に、「一・二三六三六四」を「一・二三二七二七」に、「一・二一二七二七」を「一・二〇七二七三」に、「一・一九七二七三」に、「七十二万六千九百円」を「七十一万七千五百七十円」に改め、同条第五項中「一・〇〇六四四五」を「〇・九九三五五四」に改める。

第八条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号イ中「四・一八〇」を「四・一二一」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第九条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。